2015年10月16日発行
発行/福井コンピュータアーキテクト株式会社　印刷/株式会社橋本確文堂

「いま」を感じて「明日」を発信する――FCAの新トレンドマガジン

ArchiTREND Magazine

※略称「A-MAGA」(エーマガ)

vol.2
2015
Autumn

世界の建築　シリーズ02

|特集|

建築物省エネ法(新法)

120年ぶり民法改正! その影響と対策

福井コンピュータアーキテクト株式会社

Message from

Fukui computer architect

福井コンピュータアーキテクトからのメッセージ

今回の建築物省エネ法(新法)は
2020年の義務化へ向けた第1弾。
住宅についても、これを目指して
段階的に進めて行くことになります。

国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室
課長補佐 宮森 剛 氏

民法改正にあたって重要なのは
「改正後のビジネスの形をこうしたい」
という将来像を定めること。
皆さんもまずはそこから始めましょう。

匠総合法律事務所
弁護士 秋野卓生 氏

INDEX

世界の建築
シリーズ
02

ロンシャンの礼拝堂

巡礼の地・ロンシャンのカトリック礼拝堂。設計はル・コルビュジエで、うねる屋根と巨大な外壁、ランダムに光が差し込む内部空間の美しさで知られています。
(写真は内観)

| 特集 |

建築物省エネ法(新法)
～新法公布で変わる省エネ対策の実務～

省資源と環境保護をめざす世界的潮流のなか、わが国の住宅づくりでも省エネ対策が重要なキーワードとなっています。そしてこの7月、その取組みの基盤をなす省エネ法が強化され、建築物省エネ法（新法）として成立・公布されました。戸建て住宅を含む建築物の省エネ基準への適合義務化を推進するこの新法の登場は、わが国の住まいづくりに大きな影響を与えることになります。ここではその新法を特集。新法公布の翌日に国土交通省の担当者をお訪ねしました。

特集

建築物省エネ法（新法）

新法公布で変わる省エネ対策の実務 2020年を目指し段階的に適合義務づけへ

2015年7月「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が成立・公布されました。次代の家づくりに深く関わるこの重要な新法の概要と対策について、国土交通省の宮森剛氏に伺います。

建築物省エネ法の背景と狙い

わが国の省エネ政策の根幹にある「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、いわゆる省エネ法は石油危機を契機に1979年に制定され、各分野でエネルギー利用の効率向上を進めてきました。事実、1990年以降は、産業・運輸分野の最終エネルギー消費量は減少傾向にあります。ところが建築部門のエネルギー消費量は、逆に著しく増加しており、1990年比では約34％増となって全エネルギー消費量の

1/3を占めるに至っています。そのため建築物部門における、省エネルギー対策の抜本的な強化が急務となっています。

こうした流れから生まれたのが、今回の「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」です。建築物のエネルギー消費性能向上を図るため、住宅以外の一定規模の建築物の省エネ基準の適合義務化や、省エネ性能向上計画の認定制度や表示制度の創設等の施策が盛り込まれており、さまざまな環境整備を進めながら、2020年までに段階的に新築住宅とその他建築物の省エネ基準への適合義務化を目指すものとなっています。

建築物省エネ法のポイント

では、この新法により、建築物の省エネ対策に関わるルールはどう変わるのでしょうか。現行省エネ法と比較してみましょう。オイルショックをきっかけに生まれた省エネ法では、住宅・建築物に関しては、特定建築物の新築や大規模改修時に省エネ措置に係わる届出義務や、年間150戸以上の住宅供給事業者に対する省エネ基準対応への努力義務などが課せられていました。基本はいずれも努力義務、届出義務で、省エネ措置が著しく不十分な場合に行政庁が勧告していました。しかし、このやり方は、適合率向上には十分に結びついていません。そこで新法では省エネ基準への適合義務という規制的措置を盛り込み、努力義務の枠組を超えて基準をきちんと守ってもらうためのスキーム作りを目指しています。また、同じく従来なかった表示制度や容積率特例制度などの誘導措置も合わせて用意され、いわば規制と誘導の両輪により、総合的に建築物・住宅の省エネ基準適合率を向上させていくことを目指しています。

では、具体的にどう変わるかですが——

国土交通省 住宅局
住宅生産課 建築環境企画室
課長補佐 宮森 剛 氏

省エネ法と新法の比較概要（新築に係る措置）

		省エネ法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律	新法 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
大規模建築物 (2,000㎡以上)	非住宅	第一種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】
	住宅	届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模建築物 (300㎡以上2,000㎡未満)	非住宅	第二種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、勧告】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
	住宅		
小規模建築物 (300㎡未満)		努力義務	努力義務
	住宅事業建築主 (住宅トップランナー)	努力義務 【必要と認める場合、勧告・命令等】	努力義務 【必要と認める場合、勧告・命令等】

国土交通省住宅局／建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（参考資料）より

1番大きな違いは、2,000㎡以上の大規模建築物の非住宅で従来届出義務だったものを適合義務化したこと。これを建築確認手続きと連動させ、実効性を保つ計画です。つまり、大規模な非住宅を建てる時は省エネ基準に適合させる必要があり、行政庁や新設する民間審査機関の判定を受けてこれに合格しないと、建築確認も下りません。省エネ基準適合率の現状は、大規模建築物の非住宅の適合率がすでに9割近く、今回は環境が整ったこの分野から開始しようということになりました。また大規模建築物の住宅に関しては、従来は届出義務で著しく不十分な場合のみ行政庁が指示・命令しましたが、新法では、基準に適合せず必要と認められれば、指示・命令できます。「基準に適合しているかどうか」で明確に判断できるわけですね。対して、300〜2,000㎡未満の中規模建築物の適合率は現状約6割ということもあり、まずは的確な届出制度の運用で適合率アップを目指すことになりました。たとえば従来は勧告止まりでしたが、行政庁の指導権限を強化して指示・命令を出せるようになっています。

戸建て住宅に対する施策も充実

一方、住宅の届出義務が強化されるのは300㎡以上なので、戸建住宅は基本的には含まれないと言って良いでしょう。現状、住宅の省エネ判断基準適合率は2,000㎡以上で5割程度、それ以下では3〜4割なので、これをただちに適合義務化してしまうと現場が混乱する恐れがあります。そこで今回はそこまで措置せず、適合率向上の施策を充実させていこうというわけです。

規制措置については、従来の省エネ法から移行した届出制度と住宅トップランナー制度が基本となりますが、誘導措置として、新たに「エネルギー消費性能の表示」制度と「省エネ性能向上計画の認定・容積率特例」制度を設けます。前者は、省エネ基準適合の認定を受けて表示できるというもので、「適合マーク」的なものを計画中です。省エネ基準適合をアピールしたい場合にも活用できるでしょう。また、後者の「省エネ性能向上計画の認定・容積率特例」は、省エネ基準を上回る誘導基準に適合した場合、容積率の特例を受けられるというもの。たとえばコージェネレーション※や蓄電池などの設備を導入される場合、その省エネ設備分の床面積は算定除外するなどの特例を考えています。

※コージェネレーション（cogeneration）：内燃機関、外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める新しいエネルギー供給システムのひとつ。

このように見ていくと、中小工務店にとっては、まだ直接の影響を実感しにくい変化かも知れません。しかし、今回はあくまで2020年の義務化に向けた第1弾であり、住宅についても、これを目指して段階的に進めていくことに違いはありません。私たちも、中小工務店や大工さん向けの技術講習会や平成25年の省エネ基準に関する講習会など、さまざまな支援策を実施しています。こうした機会を利用して省エネ基準について学んでいただき、長期優良住宅や低炭素住宅、ゼロエネ住宅等の補助金制度も上手く利用しながら、経験を積んでいってほしい、と考えています。その意味では、福井コンピュータアーキテクトに対しても期待は大きいですよ。現場の方が「思ったより簡単だ」「これならやってみよう」と思える、よりユーザフレンドリーなシステム開発をお願いしたいですね。

（2015年7月9日 談話）

特集　120年ぶり民法改正！ その影響と対策

改正民法の概要をいち早く把握して
自社に最適化した契約書･規程等を作ろう

2015年3月31日、「民法の一部を改正する法律案」、いわゆる民法改正法案が閣議決定を経て国会へ提出されました。今国会、もしくは次の通常国会において成立するものと予想されています。民法はわが国の経済活動を支える基本ルールであり、その120年ぶりの改正は、住宅・建築業界のビジネスのあり方に大きな影響を与えます。そこで、今回のこの民法改正の概要とその対策について、建築業界に特化した法律の専門家として広く知られる、匠総合法律事務所の代表弁護士 秋野卓生氏に解説していただきました。

民法を現代社会に合わせてアップデート

民法が生まれたのは明治時代のことで、改正は120年ぶりとなります。言うまでもなく民法はわが国経済活動の根本を支える法律ですが、120年も経つと社会状況に合わない部分が出てきて、用語も一般の方に分かりにくくなっています。そこで現代社会に合わせてアップデートしよう、というのが今回の改正の目的です。法律の基盤にある考え方が変わるわけではなく、用語を平易に、分かりやすくして、社会の変化に対応させ、国際社会との整合を図ろうというわけです。議論は2006年に始まり2013年に中間試案として発表され、今年国会へ提出されました。安保論議の影響もあり今国会での成立は難しそうですが、廃案はありえません。業界が受ける影響の大きさを考えれば、皆さんも早いうちに改正内容を正しく把握して、きちんと対策を考えておかなければなりません。

弁護士法人 匠総合法律事務所
弁護士 秋野 卓生 氏

「瑕疵」が「契約不適合」に

今回の改正の影響が大きいのは、これにより業界で日常的に使われる契約書類を全て改訂する必要が出てくるからです。請負契約書や売買契約書、設計委託の契約書類など、いずれも民法が定める規程に基づいているので、改正されればその内容を踏まえて改訂しなければなりません。契約書は業務に関わるトラブルを解決する拠り所となるものだから影響が大きいわけです。そもそも改正の基本である「分りにくい用語を分かりやすい言葉に」は単なる言葉の置き換えとは違います。たとえば「瑕疵」という用語も「契約不適合」に変わりますが、建築のプロでも分りにくかった「瑕疵」を「契約不適合」とすることで、「契約の内容に適合しない」ものと明確に規程されることになるわけです。従来「これは瑕疵といえるのか？」とためらっていたような消費者も、改正後は契約内容に照らして判断できるようになるのです。

これとともに瑕疵担保責任も変わります。別々の仕切だった請負と売買の担保責任が統一運用となり、多くの条項が削除対象となりました。また新設された「追完請求権」により、何らかの契約不適合の補修について施主が過剰な請求を行った場合、施主の不利益にならない範囲で要求とは異なる方法での追完――後から別のもので補うことが認められました。また瑕疵担保責任期間と不法行為による損害賠償の請求権も改正され、引渡時だった瑕疵担保責任期間の起算点が「契約不適合を知った時」となり、実質的な期間延長となります。同様に損害賠償の請求権も不法行為の責任追求は築20年まででしたが、これが時効期間となって20年後も請求可能となります。たとえば築5年のアパートで構造欠陥が判明したが、不人気を恐れて欠陥を隠し35年経ってしまった場合、現行法では損害賠償権は消滅しますが、改正後はこれも消えません。しかも事業者側が時効の援用を求めれば、信義則違反に見なされかねないでしょう。

民法改正をビジネスチャンスに変える

これほど品質が問われ、コンプライアンスが意識される時代になっても、住宅の瑕疵に関わる紛争は減っていません。昔のような欠陥住宅は無くなったものの、インターネット社会になって情報を入手しやすくなり、消費者も泣き寝入りしなくなったのです。民法改正で契約不適合等を判断しやすくなれば、これも紛争増の要因になりえます。まさに「きちんと説明し納得いただいた上で契約を結び、その通り作る」ことがいっそう重要になります。その意味で、工務店がイメージしたプランを客観的データとして分かりやすく見せられる、ARCHITREND ZEROのようなツールの活用は重要性を増すでしょう。

そう考えていくと、民法改正対策での契約書類改訂においても単に「瑕疵」を「契約不適合」に入れ替えただけではリスク対策にならず、そこに改正民法に則したリスク意識をきちんと反映させる必要があります。さらにいえば、それを1歩進めて自社のビジネスモデルに即したものとすれば、改正をビジネスチャンスに変えることも可能でしょう。たとえば新国立競技場で採用されたデザインビルド方式（※1）やIT業界に普及するレベニューシェア型契約（※2）など、新しい契約形態の取り入れは、このタイミングだからこそ可能な挑戦でしょう。

ですから、大切なのはまず「改正後のビジネスをこういう形にしたい」という将来像を定めること。もちろん簡単ではありませんが、改正は皆さん自身が民法を学ぶにも良い機会なので、ぜひチャレンジしてみてください。そうして民法の基礎知識を身に付ければ「契約の枠内で何でもできる」という発想も出てくるし、ビジネス拡大に繋がるのではないでしょうか。

（2015年7月10日 談話）

●民法改正による法的課題

課題	内容
売買契約書･請負契約書･各種約款の改訂	売買契約書･請負契約書は現行民法をベースに作られているため、民法改正によりこれら契約書を全て新民法に合わせて改正する
パンフレット、ホームページ、各種カタログ、取扱説明書の改訂	請負の世界では重要事項説明の法定義務化がなされていないので、民法改正に伴い民法に適合した説明義務を果たすよう書式整備が必要
建材流通で使用される継続売買基本取引契約書の改訂	売買の瑕疵担保規定の改正、検品義務の範囲の拡大、除斥期間の変更、事情変更の法理の明文化、不安の抗弁権の明文化に伴い、建材流通の継続売買基本取引契約書を改訂
保証書の改訂	売買及び請負の瑕疵担保責任の改正、除籍期間の改正を含め各消滅時効規定の改正に伴い、建物の保証書をはじめ各建材の保証書も改正が必要
住宅ビジネスにおける規約、約款改正	住宅･建設･土木･設計･不動産業界では各種保証制度等も展開されている。保証制度全般の改正もあるため、これらで使われる規約、約款も改正が必要

弁護士法人 匠総合法律事務所

設立／2001年4月
代表者／弁護士 秋野卓生
事務所／東京、大阪、名古屋、仙台、福岡
取扱分野／住宅・建築・設計・不動産・土木の各分野における企業法務、知的財産・IT、労働問題、倒産・企業再生等の法律問題
http://takumilaw.com

※1 デザインビルド方式：設計･施工を一括発注し、一企業体が設計施工双方に責任を負って工事を完成する方式。
※2 レベニューシェア型契約：初期投資を抑え、長期のランニング期間でコスト回収する契約スタイル。住宅なら建築費を抑え、引き渡し後の維持管理でコスト回収する手法等が考えられる。

三位一体のワンストップサービスで 目指すは地域のハウスメーカー

新築、リフォーム、不動産事業――無垢スタイル建築設計は、住宅に関わる主要3分野をトータルにカバーするニュータイプの工務店。独自の戦略を基盤に地元さいたま市で着々と拠点を増やしています。そんな同社では、今年新たに「ARCHITREND Modelio(以下Modelio)」を導入、活用を開始しました。このModelioを新たな事業戦略の核と位置づける同社社長 西田光吉氏に、その狙いと背景について伺います。

無垢スタイル建築設計株式会社　代表取締役　西田 光吉 氏

無垢スタイルグループでは新築に加えリフォームや不動産ビジネスも手がけ、さいたま市に店舗を集約する形で展開しています。こんなやり方をしている会社は少なく、よく「何業なんですか?」と聞かれます。そんなとき私は「住まいの問題解決業です」と答えます。お客様のライフスタイルも、住まいへのニーズも多様化が進んでいます。ところが実際には、新築主体の工務店へ行けば新築を勧められ、リフォーム屋さんではリフォームを、不動産会社では建売りを勧められてしまいます。これでは住まいの問題は解決されません。私たちはお客様1人1人に対して、そのお客様にとって本当に価値ある選択へ導いていくことを目指しています。そしてそれを具体化したのが、新築、リフォーム、不動産による「三位一体のワンストップサービス」です。

この新業態に基づいて、私たちがめざしているのは「地域のハウスメーカー」です。大手のような多店舗展開はしませんし供給棟数も大きく増やすつもりはありません。徹底してさいたま市に密着し、この地域になくてはならない地域のハウスメーカーになろうと考えています。Modelio導入は、そんな私たちの事業戦略と密接に関係しています。

●

事業戦略には、多角化、多店舗展開、新商品、新業態という四つの軸があります。しかし、駆込み需要への反動による受注減や少子高齢化による新築需要の冷込みが予測されるなか、多角化や多店舗展開は、中小企業にとって難度の高い戦略です。残るは新商品と新業態ですが、当社の場合「三位一体のワンストップサービス」が新業態にあたるので、課題は、残る「新商品」ということになります。

10～15年前、業界ではよく二極化ということが言われました。たとえば「高額層」と「低額層」という風に二極化したどちらかに絞り込むことでチャンスを得ようというのですが、私はこの手法に疑問がありました。これほど縮小した市場をさらに絞り込んだら、厳しいことになるのは目に見えています。そこで考えたのが地域浸透型というか、徹底した地域密着戦略です。ある程度対象地域を決めた上で、そこに縦の商品層を開発、展開するのです。たとえば1,000万円～1,500万円台、2,000万円台、3,000万円台と商品に幅を持たせるんですね。そうすれば、たとえ全体量が減っていっても棟数は維持できるので、中小企業も今後中長期にわたり発展的なビジネス展開が可能になるわけです。そして、そのための商品開発力のカギとなるのが Modelioなのです。

●

Modelioは、CAD経験のない営業マンでもプランを立てて間取りを作り、パースまで生成できるプレゼンツールです。普通に使っても提案力の向上は確実ですが、実は商品開発にも応用可能なポテンシャルを備えているんです。作ったプランを分類・蓄積したり、設計部がARCHITREND ZEROで作ったプランデータの蓄積をModelio側に入れて活用したり……使い方次第では人材教育にも効果的かもしれません。当社ではOJT※を主体に仕事を教えていますが、Modelioと蓄積したプランデータを生かせば、より効果的な新入社員教育ができるのではないでしょうか。

現在、本格稼働へ向けて営業スタッフの操作教育を進めており、彼らからもポジティブな反応が届いています。たとえば設計からの引継ぎがスムーズになりデータの蓄積もしやすく、プレゼン品質も向上する、といった声を耳にしました。まさにModelioの活用次第で中小工務店も確かな商品力を獲得し、人材育成もスムーズに行えるのではないでしょうか。そうなっていけば企業として一つの型ができ、強みも発揮しやすくなっていくでしょう。もちろんModelioには未成熟な部分もありますが、期待はとても大きいですね。将来的には特に積算見積機能を、ARCHITREND ZEROの「手間なし積算」レベルまで進化させてほしいと思っています。

(2015年7月　談話)

無垢スタイル建築設計株式会社
代表取締役／西田光吉
本社所在地／埼玉県さいたま市
事業内容／新築・リフォーム・土地探し・耐震診断・補強・建築物の設計・施工・不動産(売買・資産活用)
http://www.muku.co.jp/

※OJT:On-the-Job Trainingの略。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し具体的な仕事を与えて、その仕事を通して、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

GLOOBE

Q 建具表で幅が大きな建具の場合、姿図が縮小されてしまい見づらいです。

A 建具表の［作図表現］で、建具表の枠を連結して縮尺優先で作図する方法が選択できます。

GLOOBE

Q 床仕上に畳は入力できますか？

A ［目地］の［畳割付］から畳の表現を割り付けられます。帖数を指定した畳や、大広間の畳敷きを表現できます。

知って得する！

ZERO･GLOOBEの便利機能

当社建築CADの操作にかかわる疑問やお困りごとを解決する人気コーナー。今回は、2015年7月に発売された「GLOOBE 2016」のおすすめ機能と、当社カスタマサポートセンターに日々寄せられるご質問から「ARCHITREND ZERO（以下ZERO）」に関する特に件数の多いものを厳選してお届けします。

ZERO

Q ［共通］ZEROで表示されなくなった汎用コマンドや専用コマンドを表示させたい

A 変更したい専用（汎用）ツールバー上で右クリックし、「コマンドカスタマイズ」を選択します。変更したいコマンドを選び、「サブコマンドグループ」から表示させたいコマンドを左側にドラッグして追加します。

「ツールバーの固定」がONになっている場合は変更できません。チェックをはずしてからお試しください。

ZERO

Q ［平面図］追加した柱･壁に、壁仕上をまわしたいのですが…

A 「自動」をクリックし、「一括作成」ダイアログで「仕上作成」「部屋指定」を選択。「外壁」をOFFにして、壁仕上を作成したい部屋をクリックします。

ZERO

Q ［平面図］階段の切断線の描画位置を変更する方法を教えてください。

A 「属性変更」で切断線を変更する階段をクリックします。ダイアログの「平面表現」―「平面不出力」「切断線」を切替えることで切断線の位置を変更できます。

ZERO

Q ［屋根伏図］屋根との取り合いで妻壁が出ないときの対処方法を教えてください。

A 低い方の屋根を躯体面となるように領域を修正します。次に［編集］メニューの「屋根線個別変更」で壁の出ない箇所を「妻壁取合い」に変更し、「選択された屋根に妻壁を配置する」をONにして実行します。

ZERO

Q ［立面図］立面図に軒の出、けらばの出、屋根勾配を描画しない方法はないですか？

A 「専用初期設定：寸法線等」で「軒先・けらばの出寸法を描画する」「屋根勾配を描画する」をOFFにして、「OK」をクリックします。「自動立上」で立面図を再作成します。

ZERO

Q ［木造壁量計算］筋かいと面材を組み合わせた耐力壁の凡例を登録する方法を教えてください。

A 「専用初期設定：凡例ー耐力壁」で、凡例を登録する箇所を指定し「耐力壁凡例の設定」ダイアログで、耐力壁の表現、筋かい構造、壁構造（面材）、面材の表現などを設定して登録できます。

例：筋かいダブル＋構造用合板

ZERO

Q ［図面印刷］図面タイトルを移動する方法は？

A 「編集」メニューの「図面タイトル移動」でタイトルを選択して移動できます。

ZERO

Q ［温熱環境計算（外皮性能計算）］外皮性能計算のデータを変更しました。外皮性能図に変更内容を反映させる方法を教えてください。

A 性能図を開き、「ツール」メニューの「表一括更新」で、作成した外皮性能図・表を更新できます。

熱的境界計算表、凡例は更新されないため再配置してください。

Close up!
New
Product

Windows10対応＆外皮計算機能強化！

ARCHITREND ZERO 2015R2

最新OS「Windows10環境」で 最新のARCHITREND ZEROを活用! 新省エネ基準対応の外皮計算機能など 強化された新機能をご確認ください

Microsoft社の新OS「Windows10」に対応した「ARCHITREND ZERO 2015R2」が登場！外皮性能計算機能の強化やメーカー断熱材仕様データの取り込みで機能拡張した「温熱環境計算プログラム」、申請書類作成を支援する「TREND CA」の機能拡張など、さらなる申請業務の効率化も実現しています。

「温熱環境計算（外皮性能計算）」プログラム(オプション)

新省エネ基準対応 「外皮性能計算」機能を強化

外皮面積図作成を自動化。各方位ごとの立面図に見付図・面積表を自動作成し、申請図面作りの手間を大きく削減します。※「立面図」プログラムが必要。

メーカー建材データサイト「Virtual House.NET」から 断熱材の性能値データを無料ダウンロード

ZEROの外皮計算に使えるメーカー断熱材の性能値データが建材データサイト「Virtual House.NET」でダウンロード可能です。「温熱環境計算」プログラムに取り込むことで、メーカー、商品で異なる「熱抵抗値」などの計算に必要な数値を手間なく設定可能です。

◎ZERO「温熱環境計算」に取り込み

【登録メーカー・商品名】

AsahiKASEI 旭化成建材(株)　旭有機材 旭有機材工業株式会社　Achilles アキレス株式会社　Endeavorhouse エンデバーハウス株式会社　SIPs JAPAN シップス・ジャパン株式会社　パラマウント硝子工業株式会社　FUKUVI フクビ化学工業株式会社　JSP 株式会社JSP

メーカー	主断熱材料	主商品名
アキレス株式会社	硬質ウレタンフォーム	キューワンボード、キューワンボードRZ
旭化成建材株式会社	フェノールフォーム	ネオマフォーム
旭有機材工業株式会社	硬質ウレタンフォーム	ゼロフロンER、ゼロフロンフィット
エンデバーハウス株式会社	ポリエステル	パーフェクトバリア
シップス･ジャパン株式会社	ビーズ法ポリスチレンフォーム	パフォームガード
株式会社JSP	押出法ポリスチレンフォーム	ミラフォーム、ミラジョイント、ミラネクスト、ミラネクストラムダ
パラマウント硝子工業株式会社	グラスウール	eキューズ、ソフール、太陽SUN、ハウスロン天、ハウスロンプレミア、露断プレミア、太陽SUNボード
フクビ化学工業株式会社	古紙混入発泡ポリプロピレン	フクフォームEco

国内8メーカーの断熱材データを収録！

TREND CA(オプション)

配置図の縮尺画像貼り付けに対応

面積などの入力や確認もウィザード形式でより分かりやすく、必要書類をまとめて作成できます。また縮尺を考慮した画像の貼り付けに対応。建築計画概要書にARCHITREND ZEROの配置図を縮尺画像として貼り付けできます。

◎ARCHITREND ZEROをご利用の方は「FCコンシェルジュ」から更新プログラムをダウンロードいただけます。新機能を是非ご活用ください！

ARCHITREND ZEROを徹底攻略！ 教材動画 DVDを発売！

スキルアップサービスのご案内

習得時間を短くしたい！
業務を効率化させたい！
新人の教育を徹底させたい！
CADスキルを共有したい…
そんなお客様にオススメ！

すべてのお客様に ARCHITREND ZERO をフル活用いただきたい！ そんな願いから、独自のスキルアップサービスをご用意しました。全国18カ所のスクール会場で、CAD 初心者向け運用支援からプラスアルファの上級テクニックまで多彩な講座を開催する「スマートスクール」。また、いつでもどこでも自学習できる「教材動画 DVD」も新登場。分かりやすい内容で、皆様の確実なスキルアップをお手伝いします。

月間300社500名の来場実績！

スクール会場で重点的にスキルアップ

at School

〈スマートスクール〉ZEROスクールキット

基本操作からプレゼン・申請・見積積算まで完璧に習得できるまで期間中何度でも繰り返し受講いただけます。

	期間	価格
ZEROスクールキット	3カ月	200,000円(税抜)

◎ZEROスクールキットでは「ZERO専門メニュー」が受講可能です。
◎メニューは木造在来工法となります。◎受講可能なコースのテキストデータ＆物件データが同梱されます。

ZERO専門メニュー **ARCHITREND ZEROをご利用のお客様向け**

業務内容に沿ったカリキュラムをシーン別にご用意しています！

基本モデル作成
業務効率化はここから！
基本操作習得コース！

間取り入力から屋根・外構・パースなど基本的な操作方法を習得できます。

■対象カリキュラム
○初級編 ○中級編

プレゼン
効果抜群！
CGテクニックを徹底解説

高品質なパースの作成方法やプレゼンシートの作成方法を習得できます。

■対象カリキュラム
○レンダリング編
○プレゼンボード編

各種申請
申請図書に学ぶ！
各種申請業務の効率化

確認申請や長期優良など、設計図書の書き方を習得できます。

■対象カリキュラム
○求積/斜線/天空/採光編
○外皮/シックハウス/換気編
○構造設計編

手間なし積算、見積
すぐにできる自動積算！
即日営業見積

立体データから数量を算出して概算積算する手法を習得できます。

■対象カリキュラム
○手間なし積算、見積編

ZEROスクールキットには「基本モデル作成（初級編）（中級編）」の教材動画DVDが付属されます！

◎スポットで1回受講いただける「GLOOBE専門メニュー」もご用意しています。

スケジュール確認、お申込みはFCコンシェルジュから

※同時受講は1社3名様までです。
※1度に予約できるのは10コマまでとなります。

スクール拠点

【北海道･東北】●札幌 ●仙台 ●盛岡
【関東】●東京（銀座） ●埼玉 ●宇都宮
【中部】●名古屋 ●静岡 ●福井
【近畿】●京都 ●大阪 ●神戸
【中国･四国】●広島 ●岡山 ●松山 ●高松
【九州】●福岡 ●熊本

全国18カ所で受講可能！

事務所にいながらいつでもスキルアップ

at Office

〈教材動画DVD〉

いつでもどこでも、繰り返し受講できる教材動画DVDをご用意しております。

インターネット上でサンプル動画の閲覧や購入手続きが行えます。詳しくは弊社ホームページ→[スキルアップサービスのご案内]をご参照ください。

スクール会場まで距離が遠い…

日中は時間が取れない…

といった方向けに繰り返し視聴できる動画DVDをご用意しております！

ARCHITREND ZERO

間取りの入力から屋根・天井・パースなど基本的な操作方法、3次元CADの仕組みを習得できます。

教材名：ZERO基本（2枚組）
時間：7時間　価格：**150,000**円(税抜)

ARCHITREND Modelio

基本操作や立体モデルの作成方法、プランの作成や編集方法、パースやプレゼンボードの作成方法など住宅営業時に必要なシステム操作を習得できます。

教材名：ARCHITREND Modelio
時間：5時間　価格：**50,000**円(税抜)

◎その他にも、プレゼン･省エネ･実施設計など様々なメニューがございます。

※本DVDはPC環境でのみ閲覧可能です。DVDデッキでの再生は行えません。 ※動画再生時は2画面表示（デュアルモニタ）、ヘッドフォン、外部スピーカーでのご視聴を推奨します。※教材動画DVDは木造在来工法のみとなります。※本DVDはコピーガード仕様となり複製等は禁止されています。※動画はWindows Media Playerで再生されます。Windows Media PlayerはMicrosoft社のホームページよりダウンロードいただけます。

A-MAGA NEWS

新省エネ基準セミナー

●7月27日埼玉県／大宮ソニックシティ

本年4月から完全施行した新省エネ基準をテーマに「Jwからはじめる新省エネ基準適合住宅の設計」と題し有限会社戸田設計 戸田知治氏、一般財団法人さいたま住宅検査センターのご担当者を講師にお迎えしセミナーを開催しました。会場は100名近い参加者で盛り上がり、新省エネ基準への関心の高さが伺えました。

Japan-BIM事例フォーラム沖縄

●9月2日沖縄県／カルチャーリゾートフェストーネ

BIM設計では一歩先を行く沖縄県。本誌Vol.1に登場いただいた空創房、一級建築士事務所 畝啓氏の事例紹介や畝氏や地元GLOBEユーザー様によるパネルディスカッション、またユーザー交流会を開催しました。多くの方にご参加いただき、会場は終始熱気で包まれました。

全国各地で様々なイベント・セミナーを開催しています。

ホームページでお近くのイベントをチェックしてみてください。

Present From FUKUI ～差し上げちゃいます。福井の名品！～

今回はメガネで有名な福井県鯖江市の東に位置する越前漆器の町「河和田」から木製インテリア家具・雑貨を発信している「ヤマト工芸」さんのインテリア雑貨をお届けします。長い間暮らしの中に親しまれてきた越前漆器の技術と日本の美の伝統を生かしながら、新しいライフスタイルの創造を目指し作り上げられる製品の数々。木地の裁断から組立・塗装まですべての工程を自社で行う、Made in FUKUIの逸品です。

http://www.yamatokougei.com/

A 木製ダストボックス ×3名様

袋を簡単セッティング。上蓋をかぶせると袋が外側から見えないスマートなデザイン。どんな空間にもなじみます。

（サイズ：W200＊D200＊H405／容量：14リットル／材質：シナ合板）

B タオルホルダー ×5名様

シンプルで洗練されたデザインのタオルホルダー。ビス留めと、マグネット両方で使えます。

応募方法

福井コンピュータアーキテクトのホームページ内「A-MAGA 読者プレゼントコーナー」よりご応募ください。

【応募締め切り】2015年11月30日

【当選者の発表】賞品の発送をもって代えさせていただきます。

今号のキーワード　建築物省エネ法

※賞品は写真と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。※お客様からお寄せいただいた情報は福井コンピュータグループのプロモーション活動以外で使用することはございません。

※本記事中に記載の社名、商品名は各社の商標または登録商標です。

Message from Editors

「ARCHITREND Magazine」＝「A-MAGA（エーマガ）」創刊第2号をお届けします。本号では「省エネ法改正」と「民法改正」という、住宅業界が直面する2つの重要課題をピックアップ。変革の時を迎えつつある業界の"明日"について、専門家の方々のお話をお届けしました。皆様の事業運営の参考にしていただければ幸いです。

本誌でご紹介しましたとおり、今シーズンはWindows10対応が話題の「ARCHITREND ZERO 2015R2」をはじめ「ARCHITREND Modelio」「GLOOBE2016」等々、新製品も続々登場しています。もちろん今回取り上げたさまざまな課題についても、各製品・サービスを通じ対応を進めています。――どうぞいつでもお声がけください。激動の時代を切り拓く皆様のチャレンジを、私たちはどこまでもサポートしてまいります。